

社会福祉法人 光輪福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光輪福社会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(会議出席時の報酬等の支給)

第2条 会議（評議員会、理事会、監事監査等）に出席した役員等には、職務執行の対価として、別表1に定める額を支給する。

2 前項に規定する報酬については、法人の職員を兼ねている場合については支給しない。

(理事長の報酬等の算定方法及び職員給与との併給)

第3条 理事長に対する報酬等は、別表2に定める額を支給する。

2 前項に規定する報酬については、法人の職員を兼ねている場合についても支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事及び評議員が理事会又は評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の業務にあたった場合は、別表3に定める額を支払うことができる。

- (1) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表4に定める額を支給する。
- (2) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに理事長及び役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- (1) 理事長及び役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- (2) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- (3) 本条第2号の規定にかかわらず、理事長及び役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和5年度に関する定時評議員会の終結の時より適用する。

附 則

この規程は、令和5年10月2日開催の評議員会の終結の時より適用する。

別表1（第2条関係）

	日額
理事会・評議員会出席	9,000 円
評議員選任・解任委員会出席	9,000 円
監事監査指導出席	12,000 円

* web 会議の場合は、上記金額の半額支給（監事監査除く）とする。

別表2（第3条関係）

	報酬額
理事長報酬	50,000 円/月
賞与	全臨時職員賞与の平均支給額以下

* 賞与の額については、平均支給額算出後、10,000 円未満の端数は切り捨てる。

別表3（第4条関係）

	日額
理事長の命を受けての業務遂行	10,000 円

別表4（第4条関係）

区分	鉄道運賃等	航空賃	車賃	船賃	宿泊料
理事長 理事 監事 評議員	1.普通運賃実費 2.急行料金 (ア)普通急行料金 70 km以上 (イ)特別急行料金 300 km以上 (新幹線利用可能) ただし、理事長は、グリーン 車輛料金を加算する。	実費	バス賃 実費	実費及 び寝台 料金	実費 上限を 10,000 円 とする